HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	非暴力行動と政治の一考察　－「市民抵抗」による防衛について－
Author(s)	深瀬, 忠一
Citation	北大法学論集, 36(1-2), 527-545
Issue Date	1985-09-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16487
Type	departmental bulletin paper
File Information	36(1-2)_p527-545.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

研究ノート

非暴力行動と政治の一考察

――「市民抵抗」による防衛について――

深瀬忠一

まえおき
一、「非暴力的行動の政治学」について
二、平和的市民防衛の可能性と効果について
あとがき

まえおき

「北海道平和研究会」[1]で、私は、G・シャープ『非暴力行動の政治学』Gene Sharp, The Politics of Nonviolent Action, Porter Sargent Publisher, Boston, 1973, XXII-902 p. の紹介書評を行ない、皆で討論した際(一九七六年二月一四日例会)、富田教授は出席され、研究会後、同書をしばらく借りて読まれた。政治というものが、暴力装置なしにできるものか、どこまでできるか、考えてみたい、とおっしゃっていたと思う。右大著は、国際的に知られており、「(絶対)平和主義(パシフィスム)」があまり評価されていないフランスにおいても、激賞の書評[2]がみられた程である。この問題にかんする、もっとも本格的で詳細な体系的研究書として、基本文献といってよかろう。

わが国では、同書の啓蒙的別著について知られている[3]が、本書の十分な検討とその示唆を汲みとった省察はなされていないと思う。しかし、日本国憲法の平和主義——戦争放棄、軍備不保持、平和的生存権の保障——にとって、非軍事的防衛方法の総合的研究の一環としての非暴力的「市民防衛(シヴィル・ディフェンス)」ないし国民的総抵抗力の組織化の問題[4]は不可欠の研究課題と思われるので、本稿では、同書の全面的検討を通じ(一)、「平和的市民防衛の可能性と効果について」(二)、若干の考察をめぐらしてみたい。

富田教授は、複雑に入りくんだ難題について、現実をよく認識したうえ整然と理論的に整理し、解決の方途を明示される名人であった。何人に対しても悪意をいだかず、一人一人深くその人間をみ、ものごとの筋を貫ぬいてまげない紳士であられたが、深刻に錯綜した政治的紛争を平和的に解決する富田政治学の体系書が仕上る前に急逝されたことは、痛恨の極みというほかはない。ここに、富田教授の人格と学風にゆかりの深いと私に思われる本研究ノートを急ぎ執筆して、心からの追慕の意を表するよすがとしたいと思う。

(1) 深瀬忠一・大友浩編著『北国の理想』新教出版社、一九八二年、二七四—二七五頁参照。北海道大学法学部『法学部研究年報2(一九八二・一九八三)』九二—九四頁。

(2) Jean-Pierre Derriennic, Notes bibliographiques, Revue Française de Science Politique, P.U.F., 1974 no. 3, p. 621-623. 深瀬・中村(睦男)「フランス公法最近文献覚え書き」北大法学論集二五巻四号(一九七五年三月)、一五七頁紹介参照。

(3) G・シャープ、小松茂夫訳『武器なき民衆の抵抗』れんが書房、一九七二年(Exploring nonviolent alternatives, 1970)の訳がある。本文著書の前身となる啓蒙書。例えば、拙稿「長沼訴訟における自衛隊の実態証言の検討」『法律時報』四五巻四号、一九七三年四月号、一一二、一一九頁注(43)で注目。小林

直樹「憲法九条の政策論」『法律時報』一九七五年一〇月臨増号、一五六頁（最近では、同『憲法第九条』岩波新書、一九八二年、二〇〇―二〇一頁）が参照している。

（4）拙著『長沼裁判における憲法の軍縮平和主義』日本評論社、一九七五年、三六六―三六九頁。小林、前掲『憲法第九条』一九六―二一二頁。

一、「非暴力行動の政治学」について

ジーン・シャープ著「非暴力行動の政治学」は、一九七三年刊行の九二四頁の大著であるが、著者は、一九二七年生。オハイオ州立大学で社会学士・修士（一九五一年）号をとり、一九五三年には良心的兵役拒否により投獄された（A・アインシュタインがその立場を支持）、その間非暴力行動の歴史やガンジーを研究（一九五一―五五年）、ノールウェーのオスロ社会研究所等で研究（一九五七―六〇年）、オックスフォード大学（聖カトリーヌカレジ）博士課程で研究（一九六一―四年、六六年博士号をとる）、ハーバード大学研究員（一九六五―七二年）、講師、マサチュセッツ南東大学助教授・教授（七一―三年）、ガンジーセミナー、その他広く国際的な平和主義研究や運動に参加し活躍している、社会学、国際政治学者である。本書はオハイオ大学生以来の二〇余年の研究の集大成であり、オックスフォード大学博士論文を全面的に修正加筆したものである。

(a) 「非暴力行動の政治学」の構成と主眼

(1) **構成** 「非暴力行動の政治学」は、三篇一四章により成り立つ。次の通り。

第一篇　権力と闘争。第一章政治権力の性質と統制。第二章非暴力行動闘争の能動的テクニック。

第二篇　非暴力行動の諸方法・行動する政治的柔術。第三章非暴力プロテストと説得の諸方法。第四章社会的非協力の諸方法。第五章経済的非協力・経済的ボイコットの諸方法。第六章経済的非協力ストライキの諸方法。第七章政治的非協力の諸方法。第八章非暴力介入の諸方法。

第三篇　非暴力行動の動態。第九章非暴力行動のための基礎作業。第一〇章挑戦に対して抑圧がおこる。第一一章抑圧とたたかうための連帯と規律。第一二章政治的柔術。第一三章三つの仕方による成功が達成されえよう（改心、適応、非暴力強制による敗北か成功か）、第一四章権力の再配分。

右の篇別からただちにわかることであるが、第一篇は、非暴力行動の政治的意義と形態と効果についての政治理論的考察であり、第二篇は、非暴力行動の極めて多数の具体的諸方法を、性質、態様、効力別に整理し体系的に提示し、第三篇は、非暴力行動の戦闘準備、

作戦および戦略論により勝利の方途を探っている、とみてよかろう。ある政治目的を達成するために、全く暴力を使用しない行動によって、効果を発揮し、成功を収めるための、理論と兵器と作戦を三位一体的に一貫して論述した平和的兵法書ということもできようか。目的意識が明瞭に貫ぬかれている。

ところで、きわめて注目すべき点は（とくに日本として）、右構成の要の部分に、日本のお国芸である柔道の力学が用いられていることである（第二篇、第一二章）。身に寸鉄も帯びず、非武装のほとんど裸一貫で、「柔よく剛を制する」この日本的武芸が、非暴力行動の政治的威力発揮のバネとなる中枢的役割を担い、「political jiu-jitsu」がキー・ワードとなっていることは、われわれに特別な反省と検討を迫るところであろう。

(2)**主眼**　右のような構成から、本書が一番ねらっているところも、明らかである。すなわち、人類史において絶え間なく継続し、現代において質量ともにその跋扈の現実が極限にまで達した――核戦略と核戦争を考えよ――暴力にかわる政治、その暴力を根底からなくし、暴力にうち勝つ平和的変革の政治学をうちたてようとしたものであるといってよい。すなわち、一切の暴力行動――通常兵器による軍事行動、ゲリラ戦、政府の暴力的転覆、暴動、警察的実力行使、私的武装攻防、内戦、テロリズム、通常兵器による空爆、核攻撃――に対し、それが必須不可欠であるという信仰（ないし迷信）を含めて、根本的に批判し、非暴力行動がそれに対抗し克服し代替しうる理論的根拠と具体的手段と、戦略・戦術を――人類史とくに近代・現代史の具体的実例を検討・援用しつつ――体系的に論述し、その有効性を論証しようとする。

暴力手段は、最大限の効率をもって、侵害し、殺戮し、破壊し、恐怖化することを目指し、近代的・現代的手段はその殺戮・破壊の効率を極限にまで高めた。しかし、この暴力が危機的紛争状況において唯一の有効な手段だという事実はなく、歴史や諸国民の実例において、殺しも破壊もしないところの実に多種多様の闘争技術を用いることによって紛争を解決し、疑いもなく権力を行使して効果を発揮している。そして、それらの無数の手段の根底にあるのは常に同じものであり、それは、「権力の行使は被治者の同意に依拠しているから、その同意を撤回することによって、敵対者の権力を統制しかつ廃棄することすら可能であるという信仰」であるという。換言すれば、「非暴力行動とは、権力を発揮するところの非暴力的な手段によって敵対者の権力を統制し、それと闘争しかつうち破るため用いられる一つの技術」ということになる（三―四頁）。

そのようにして、従来の人類史はむしろ暴力行使に着目してみられてきたため盲点ないし死角に入っていた非暴力行動の無数多様の

闘争手段と効果の全面的再検討が遂行されることになる。

(b) **非暴力的行動の理論的根拠と特徴と歴史的事例**

(1) **理論的根拠** 非暴力行動論者は、ユートピア論者とはちがい、政治権力を廃止しようとするのではなく、むしろそれはあらゆる社会的・政治的現実に固有のものであって、それを如何に統制するかが政治理論の基本的問題だと考える。その政治権力とは、政治的目標達成のためとくに政府機構や人民によって政府に反対しあるいは支持して行使される社会的な力のことであるから、それは、権力保持者の要求の実行を達成しあるいは妨げるため用いられるあらゆる権威、影響力、圧力および強制力に関係するわけである。

非暴力行動論は、政治権力についての次のような基本的性質をもつと観る。すなわち、「政府は人民に依存しており、権力は多元的(プルーラリスティック)であり、政治権力はその権力の源泉を強化するためには多くの集団に依存しなければならないから脆弱(フラジャイル)なものである」と。これに対し、「人民は政府に依存しており、政治権力は一枚岩的(モノリシック)であり、それは現実には少数者から由来し、それは永続的で自己恒久化的である」という、政治暴力肯定論の底にある見解は、とらない。この後者のいわば「一枚岩理論」は、戦争肯定論等の背後にあるものだが、政治権力の根(ルーツ)ないし源泉(ソース)は人民の合意により支えられており、人民はその合意を撤回することによりもっとも効果的に政治権力をコントロールできるとみる（八―一〇頁）。

そこで、「政治権力の社会的な根(ソーシアル・ルーツ)」は何によって成り立つかを検討すると、次のような諸源泉とそのからみ合いから生じていることがわかる。

1. 権威（支配者が被治者を服従させる権威の力）、2. 人的な支持力（支配者を支える人々の数）、3. 支持者の熟練度と知的能力、4. 心理的・イデオロギー的・精神的ファクターや風習、5. 物質的・財政的資源の行使能力、6. 反対者に対する制裁力、によって構成され、また制約されもする。しかしこれらの権力源もすべて人民の服従および協力に依拠するものであることは否みえない。物理的強制力や制裁を加えるにしても、少なくとも一定の人々の服従ないし協力に依存せざるをえない（一〇―一五頁）。

では、何故に人々は服従するのか。その理由は、種々多くのものがある。

1. 習慣、2. 制裁への恐怖、3. 道徳的義務感、4. 自己利益の追求、5. 支配者と心理的に一体化する、6. 無関心に放置・順応する、7. 被治者間に自己を持する信念が不在である、等の諸要因が複合する。そして支配者は、被治者の全体を圧伏するための道具として官僚や警察や軍隊を用いる。しかし、支配者の命令に対する服従は通常行なわれるが不可避的なものではない。服従は本質的に任意的(ヴォランタリー)なもの

であって、制裁は恐れられてはじめて服従をうむのである。統治とは被治者の合意（コンセント）に基づいているのであるから、その合意は撤回可能である（一六―三一頁）。

そこから「政治権力の非暴力的コントロールの理論」が構築されることになる。従来の伝統的なコントロールの方法としては、1.自己抑制、2.制度的な調整装置、3.支配者に優越する暴力的手段の行使（革命、クーデター、内戦、国際戦争）、がある。しかし、支持の撤回の重要性を説く理論家は少なくないし、非暴力的な非協力により政治的衝撃を与える手がかりとなる史実として、官僚制の妨害行為や人民の非協力の多くの実例を検討しなければならない。そして、政治権力を人民の非暴力的な行動により統制する技術を探求すべきである（三二―四八頁）。

(2)**非暴力行動**　それはその特徴として、特別なタイプの闘争の能動的技術であり、人類史に実例を多数見出しうる。それは、非行動（イナクション）ではなく、行動することであり、特殊なタイプとしての、動機と方法と効果とをもつ。それは、一定行為の実行を拒否することによる不履行（オミッション）と通常禁止されている行為を違反（コミッション）して実行するものと両者の併用（コンビネーション）があり、抗議・説得、非協力、非暴力的介入といった態様があり、また、非暴力行動に対する誤解が正されるべきである――受動的な卑怯ではなく、たんなる口先のことではなく、また人間性の善と悪（その極としての残虐や非人間的行為）の両面を認めるものであり、聖人だけでなく「通常人」に実行可能なものであり、必らずしも共通の利益やイデオロギーをもつ必要はなく、世界の西側にも東側にもかかわっており、非暴力行動は暴力に対抗する場合も想定し、また、非暴力行動は「善」または「悪」の目的双方に使われうるし、民主主義の国内事項のみならず独裁制や外国軍占領者に対してもひろく行なわれるものであることを知る必要がある（六三―七四頁）。

そのような非暴力行動の実例は、人類の過去の歴史上関心と記録に乏しいが、古代ローマ以来存在し、アメリカ植民地、ハンガリー、中国人の日本商品ボイコット、労働運動の様々の闘争手段、トルストイ（「神の国は汝のうちにあり」、ヒンズー教徒への手紙が、ガンジーに影響）やソロー（米人 H. D. Thoreau, On the duty of civil disobedience）のような非暴力の理論家もあり、また二〇世紀前半には、ロシヤ帝国における一九〇五―六年の例、一九二〇年のベルリン（カップ一揆の教訓）、一九二三年のルール占領に対する抵抗、とりわけガンジーの非暴力行動の貢献が劃期的であり（八二―八七頁）、ナチスに対する闘争（一九四二年のノールウェー、一九四三年のベルリン）、ラテンアメリカの市民的叛乱の例（一九四四年ガテマラ）、共産主義体制への反対運動（ライジング）（一九五三年東独、一九五六―七年

ハンガリー、一九五三年ソ連・ヴォルクタ強制収容所ストライキ等)、アメリカの市民権運動(モントゴメリー、アラバマ一九五五―六年)とくにキング牧師の貢献、一九六八年のチェッコスロバキアのソ連軍侵攻への抵抗等が、概観・検討され、その成功と失敗、条件、問題、方法等が注意深く検討されるべきことが強調される(七五―一〇一頁)。

(c) **非暴力行動の諸方法――行動する「政治的柔術」の諸形態**

(1) **基本的発想** 衝突や闘争にあたって、とりわけ暴力の行使に対しては、暴力によってのみ効果的に対抗できるという一般民衆の考え方があるが、これに対し、非暴力的行動のテクニックは、闘争に対する別な考え方と「兵器体系(クエプポン・システムズ)」をもつ。暴力に対するに暴力が、さらにエスカレートしてゆくのではなく、非暴力行動の広汎多様で、断乎たる決意をもってする、功妙な使用によって、敵対者が自からの暴力を効果的に用いることを妨げ、あるいは挫折させるのである。その基本的発想は、「政治的柔術」(political jiu-jitsu)とも呼ぶべきもので、相手方の暴力の使用に対し、「(その力を利用して)投げとばして政治的にバランスを失なわせ、彼の暴力的鎮圧は再びもんどり(バクド)うってその立場を逆に阻害し、その権力を弱める」のである。さらに、闘争が続くかぎり、非暴力的行動者は自からの「兵器体系」にしたがい多種多様の方法を用いることによって、自からの立場を強化してゆく――抗議そして説得、非協力そして介入といったより強度のものに移行する――のである。

結局「政治的柔術」の非暴力行動プロセスは、次のように、定義せられる。

「非暴力行動者は断乎として、相手方が用いる暴力のレベルでたたかうことを拒否する。暴力に対するに暴力をもってすることは益々暴力をつのらせる。非暴力グループは暴力を用いる必要がないのみならず、暴力的相手方を強化することになり自からを弱めるところの暴力を用いるべきではない。彼らは彼ら自身の非暴力的「兵器体系」に固着すべきである。なぜなら非暴力行動は相手方の暴力と鎮圧をその権力の立場を逆に害するようにひっくりかえし弱めるようにすることをねらっており、同時に、非暴力グループを強化するようにするものだからである。暴力行動と非暴力行動とは全く別なメカニズムをもっており、社会に異なった変革の諸力をもたらすのであるから、相手方の暴力的鎮圧は――非暴力グループにおいて非暴力的規律と一貫性が維持されるかぎり――非暴力行動者達によって行使されるような種類の権力を決してほんとうに手にいれることはできないのである。ガンジーはこの状況を、剣をもって水を激しく打つ人のそれに対比したことがある、そこでくだけるのはその人の腕であって、水ではない。」(一一二―一一三頁)。

以上のような基本的発想のもとに、行動する「政治的柔術」の諸形態ないしわざが、三段階ないしプロセスに分類して、体系的に、多種・多様のものが展開・提示されるのである（具体的例示の項目をあげるのみにとどめる。実際的具体例省略）。全例示に通し番号がついている。

(2) **非暴力行動の多様な諸方法の段階的・体系的展開**

(イ) **非暴力的抗議と説得の諸方法**（第三章、一一七―一八三頁）。

①公式声明。1.公開演説。2.反対ないし支持の手紙。3.組織および機関の宣言。4.署名入りの公開声明。5.弾劾と態度変更要請の宣言。6.集団的ないし大衆的請願。

②より広汎な聴衆相手のコミュニケーション。7.スローガン、慢画、シンボル。8.旗、ポスター、大っぴらな意思表示。9.リーフレット・パンフレット・書物。10.新聞および雑誌。11.レコード、ラジオ、テレビ。12.空中および地上の文字。

③集団の意思表示。13.代表派遣。14.嘲罵で報いること。15.集団でロビーイングする。16.ピケティング。17.選挙を馬鹿にし無視する。

④象徴的な公開行動。18.旗や象徴的な色を大っぴらに表示。19.シンボルをつける。20.祈祷会をし礼拝する。21.象徴的な対象物を送達する。22.抗議のため衣服をぬいで裸になる。23.自からの所有物をこわす。24.象徴的な光を発する。25.肖像を大っぴらに示す。26.抗議のためぬりたくる。27.新しいサイン（指標）や名前を用いる。28.象徴的な音を出す。29.象徴的な要求をする。30.荒々しいジェスチャーをする。

⑤個人に対して圧力をかける。31.役人を足しげく訪問する。32.役人をあざける。33.友愛をすすめる行動をする。34.常時監視。

⑥演劇と音楽。35.ユーモラスな風刺劇。36.劇の公演や音楽演奏。37.唱歌をうたう。

⑦行列行進。38.行進。39パレード。40.宗教的行列行進。41.巡礼。42.自動車の行列。

⑧死者の名誉をたたえる。43.政治的な追悼。44.嘲罵的葬式（愛着ある原則等を侵犯することに抗議して）。45.集団示威行進的葬式。46.埋葬の場所で栄誉をたたえる。

⑨公開集会。47.抗議または支援の集会。48.抗議のミーティングを行なう。49.カモフラージュした抗議のミーティング。50.ティーチ・インを行なう（学習・教育集会）。

⑩撤回および放棄。51.散歩（ウォーク・アウト）に出てしまう。52.沈黙。53.栄誉を受けるのを断わる。54.背を向ける。

(ロ)の一、**社会的非協力の諸方法**（第四章、一八三―二一八頁）。

①諸個人の非難追放（オストラシズム）。55.社会的ボイコット。56.選択的な社会的ボイコット。57.女性の性行為拒否（アリストファネスの「女の平和」

等)。58.破門。59.宗教的サービス拒否。

②社会的行事、慣習および制度への非協力。60.社会的およびスポーツ活動の停止。61.社会的活動・行事へのボイコット。62.学生のストライキ。63.社会的な不服従。64.社会的制度・組織からの撤去・脱退。

③社会制度からの撤去。65.自宅残留。66.全面的な人間的活動における非協力(例えば不当逮捕に抗議して拘禁中息をする以外何もしない)。67.労働者の「衆合的離散」。68.神聖な場所にとじこもる。69.集団的蒸発。70.抗議して逃亡・移民する(日本の中世・近世農民の領主による苛斂誅求に反抗し他領に逃亡した「逃散」も一例にあげられている、二一二頁)。

(ロ)の二、**経済的非協力の諸方法**(1) **経済的ボイコット**(五章、二一九—二二五六頁。旧日本の侵略に抗する中国の例等含む極めて多い例)。

①消費者による行動。71.消費者のボイコット。72.ボイコットした商品の不消費。73.節約政策(ぜいたく品排斥)。74.土地・所有物等の賃借をやめる。

②賃借料を払わず、かつ土地裁判所を忌避する。75.賃借料の不払い。76.全国的消費者のボイコット。77.国際的消費者のボイコット。

③労働者および生産者の行為。78.労働者のボイコット。79.生産者のボイコット。

④仲介者の行為。80.供給者および取扱業者のボイコット。

⑤所有者および経営者の行為。81.購入販売取引業者のボイコット。82.所有物の賃貸や買却拒否。83.ロック・アウト。84.産業的援助の拒否。85.商人達のゼネスト。

⑥金融的資源所有者の行為。86.銀行預金の引き出し。87.手数料、税および課税割当支払い拒否。88.負債、利子支払拒否。89.予算、基金および公債を削減して敵対者の経済を窮地におとしいれる。90.収入(税収)徴集拒否、削減、妨害。91.政府の貨(紙)幣使用拒否。

⑦政府による行動。92.政府の国内的規制による経済的ボイコット。93.規制違反の取引業者のブラックリスト作成と公表。94.国際的買取業者の禁止規制。95.国際的通商業の規制、敵対国の商品を完全にしめ出したり、規制したりする。

(ロ)の三、**経済的非協力の諸方法**(2) **ストライキ**(六章、二五七—二八〇頁)。

①象徴的ストライキ。97.抗議ストライキ。98.短時間ストライキ。

②農業ストライキ。99.農民ストライキ。100.農業労働者ストライキ。

③特殊グループのストライキ。101.抑圧された強制的労働の拒否。102.囚人のストライキ。103.同業組合の一整ストライキ。103.職業的ストライキ。

④通常の産業的ストライキ。105. 企業・組織体ストライキ（通常のスト）。106 産業ストライキ（同一産業の横断的スト）。107. 同情ストライキ。

⑤限定されたストライキ。108. 個別的細部にかんするストライキ。109. 一時的・一工場ストライキ。110. スローダウン（遅延）ストライキ。111. 遵法（ルールどおりしか働らかぬ）ストライキ。112. 病気欠席ストライキ。113. 辞職ストライキ。114. 限定的ストライキ。115. 選択的ストライキ。

⑥多数産業ストライキ。116. 広範囲に一般化されたストライキ。117. ゼネスト。

⑦ストライキと経済的閉鎖との結合。118. ハータル（hartal インドで一地域における全産業活動を一時全面的にストップする）。119. 経済的閉鎖（労働者、経営者、商人、公務員等全部帰宅）。

(ロ)の三、**政治的非協力の諸手段**（七章、二八五―三五六頁）。

①権威の否認。120. 忠誠の撤回。121. 公衆の支持の拒否。122. 抵抗を呼びかける文書や言論の増大。

②政府に対する市民の非協力。123. 立法府のボイコット。214. 選挙のボイコット。125. 政府の雇傭および職場のボイコット。126. 政府の省庁、部局その他の機関のボイコット。127. 政府教育機関からのボイコット。128. 政府支援組織のボイコット。129. 強制執行吏に対する支持の拒絶。130. 自己の名称や場所指示の標識（町名や街路番地）の移動や撤去。131. 官職に指名され受諾することを拒否。132. 現存する制度や組織を（支配者に都合よく）解体することの拒否。

③服従することに代替する市民の別な選択。133. いやいやながらののろのろ妥協。134. 直接の監視のない場合の不服従。135. 民衆の不服従。136. 仮装された非服従。137. 集会またはミーティングの解散の拒否。138. 坐り込み。139. 徴兵および国外追放への非協力。140. かくす、逃亡する、人違いさせる。141. 「非正当（イレジティート）」法律への市民的不服従（浄化的不服従（自己の深い確信を害されぬことを目ざす）、改革的不服従、革命志向の不服従、防衛的不服従に分類されている、三一五―九頁）。

④政府の職員による行動。142. 政府の援助による支持を選択的に拒否。143. 指揮と情報の系統を阻害する。144. 誤魔化して長引かせ妨害する。145. 一般的な行政上の非協力。146. 司法的非協力。147. 強制執行吏による行動の断乎たる不能率および選択的非協力。148. 軍隊や警察等の命令拒否と反抗。

⑤国内的な政府の行動。149. 合法スレスレの脱法および遅延。150. 州や地方公共団体や植民地が住民の大多数の反対意思にそって中央政府に対し非協力行動をとる（アメリカの独立のはじまりも一例）。

⑥国際的な政府の行動。151. 外交的・領事的代表の変更。152. 外交的事案の遅延および取消し。153. 外交的承認の撤回。154. 外交関係の強硬化。155. 国際的機関からの脱退。156. 国際的機関の構成員となることの

拒否。157.国際的組織からの追放。

(ハ)**非暴力的介入の諸方法**（第八章、三五七―四四五頁）。

①心理的介入。158.自己を不快、屈辱、苦痛、刑罰に任意的にさらすことにより心理的圧力を加える。159.断食（三六〇―三六八頁）。160.逆裁判（検事と弁護人を逆転させた法廷をくむ）。161.非暴力的な精神的圧力を常に特定個人にかけその責任を追及する。

②物理的（身体的）介入。162.坐り込み（シット・イン）。163.立ち込み（スタンド・イン）。164.乗り込み（ライド・イン）。165.海水浴で一緒に浅い海に入る（ワェイド・イン）。166.宿り込み（ミル・イン）。167.祈り込み（プレイ・イン）。168.非暴力的襲撃（一定の象徴的・戦略的重要地点を非暴力行動者が行進して占拠する。警官等の厳しい鎮圧を蒙る場合多し）。169.非暴力的空襲（気球や航空機でリーフレットや食糧や贈物を敵対者占領区域の住民に落す）。170.非暴力的浸入（インヴェージョン）（占領者が立入を禁止する区域に非暴力行動者が断乎たる決意をもって入り込み、占領の非正当性等を示す等）。171.非暴力的わり込み（インターゼクション）（自からの身体を敵対者、警官等あるいは車輛の間にはいり込ませ、その敵対目的をやめさせる。大学紛争時に時々みられた「流血回避」の「わって入」った人々もこれに当ろう）[1]。172.非暴力的妨害（オブストラクション）（心理的のみならず物理的に、多数人が進行をブロックする等）。173.非暴力的占拠。

③社会的介入。174.社会慣習やルールを新しい社会的パターンにつくりかえる。175.収用能力以上に余計につめこむことにより、パンクさせ、要求を通す。176.業務をできるだけ遅延（ストール・イン）させ、要求を通す。177.話し込み（スピーク・イン）（クェーカーが当初用いた、通常の教会の礼拝中、話し込んで、礼拝のあり方を変革してゆこうとした。つまみ出され、投獄された……）。178.ゲリラ的演劇（集会や行事の最中に意表をついて映画や演劇を行ない、戦争の惨劇を上演、ストップ、戦争をやめよと叫ばせる……）。179.社会制度の別な新しいモデルを提示する。180.情報や意見伝達のシステムが独占あるいは統制下に置かれている場合、それに代る自由なコミュニケーション体系の良さを提示して変革をアピールする。

④経済的介入。181.逆ストライキ（イタリアの農業労働者がより厳しくより長く働らき経済条件改善を要求した等）。182.宿り込みストライキ（スティ・イン）（職場に宿り込むが仕事はしない……）。183.非暴力的土地収用（ランド・シージュア）。184.封鎖の無視（敵地域の住民に食糧その他必要品を送付）。185.政治的目的による貨幣偽造。186.必要物資の買い占めにより、敵対国の利用を妨げる。187.資産の収用。188.ダンピング。189.選択的に優先特恵待遇を与える。190.別な市場をつくり（非合法的ないし闇ルートの商品・食糧ルートにより、敵国の経済統制を擾乱）。191.輸送ルートのシステムに別なものをつくる。192.別な経済組織・体制をつくる。

⑤政治的介入。193.行政体系に過剰な情報や要求をおしつける。194.秘密情報部員を公表曝露する。195.投獄を求める（法令に抗して、多

数で投獄される)。196. 不正・不当の法だけでなく、通常「中立的」とみられる法に対し不服従を実行することにより、政府の政策や措置に反対・抗議し変更を要求(一九六二年イギリスにおける核問題に際し例あり)。197. 協力しないままで仕事を進める(クーデター政権や侵略占領軍に対し、公務員等が既存の職務を断乎として果してゆく)。198. 二重の主権と二政府の併存(不法政権簒奪者に対し、新政府または既存の正当な政府が存続し、人民の大多数の支持ある政府が権力をとりもどす。東西に例多し。四二三―四三三頁)。

以上、非暴力行動の諸手段は、**約二〇〇(一九八)形態**(三八種類)のきわめて多数・多彩な実例のあることがわかった。

(d) 非暴力行動の動態的戦略

多種多様な非暴力的諸方法を用いて、如何にして政治的目的を平和的に達成し、かつ成功するか、その闘争過程の動態を体系的に論ずる。非暴力「兵器体系」を用いた作戦ないし戦略論ともいえよう。

(1) 基礎作業、弾圧に対する連帯

(イ)まず非暴力行動のための**基礎的作業**を準備・実行する過程がある。相手方の権力に対決する場合、その権力の源泉である人民の支持というところにねらいをさだめ、暴力に対し間接的に行動するか、暴力に対しより直接的に対峙し、敵の力により敵を敗る柔術の方法をとるのである。その際、大きなリスクがあり、敗北することがありえ、また、自から犠牲を蒙り、傷つき、経済的に損失を蒙り、投獄され、死ぬかもしれない。そこから制裁の恐怖心が生れ、服従を甘受する多くの者が出る。けれども、暴力はそれ自体ではなく、それを恐れるところに政治権力の支配力が成り立つのだから、恐怖心をとり除くことによって、支持・服従関係を変え、権力関係を変えうるのである。そこに、非暴力行動のリーダーシップが問題となる。

そのような観点から、非暴力行動の基礎的準備作業として、事前の十分な調査・研究、話し合いや交渉による成功の条件を整える、攻撃を効果的ならしめる目標を明確にする、そして非暴力行動を行なう大義の意識を植えつけひろめる、また非暴力行動の質を高め量を拡げる、そして非暴力的運動を組織化する、といったことを実施する。そして、非暴力的闘争は開かれた、公明正大な態度をとることが基本でなければならず、秘密裡にスパイ等の手段を用いることを避けることが、長期的に益をもたらす(四五一―四九二頁)。

非暴力的戦略ないし作戦を展開するにあたって、基本的というべき要素には次のようなものがある。非暴力行動が成功するか失敗するかにとって作戦や戦略の役割は極めて重要であり、成否の決定的要因となるものとして、心理的要因、地理的および物理的要素、タイミング、数と強靱さ、問題設定と諸力の結集力、イニシャチブの

とり方、を挙げることができる。さらに、如何なる非暴力的「兵器」を選択するか、そして賢明かつ効果的な戦略・作戦の選択（敵対的権力にかわる代替案を提示しつつ、状況に適応しうる弾力性ある計画と処置を採る等）が望まれる。そして、それらの準備的基礎作業や交渉により満足すべき結果がえられない場合に、最後通牒をつきつけて態度変更を迫るのである（四九二―五一四頁）。

(ロ)非暴力的挑戦は**弾圧と鎮圧行動**を呼びおこす。受動的・静かな・忍耐深い態度を棄てて公然たる非暴力闘争がはじまるとき、権力は暴力的鎮圧行動に出てくる。非暴力行動者側の確固たる信念と内的な規律の強靱さがこれに対抗する力となる。

まず、服従をやめることにはじまり、当初は両極に分れて対決するが次第に権力状況に変化がおこる。権力側の弾圧行動は種々の態様をもって迫ってくる（通信・情報の統制、心理的圧迫、没収、経済的制裁、禁止命令、逮捕・投獄、非常事態としての制圧、そして直接的物理的暴力行使）。このような弾圧行為に対面して、抵抗しうち克つみちは一つ、それは、非暴力行動を堅持して動ぜず、屈伏したり退却することを最後まで拒否することであり、そのためには犠牲を引き受け苦しむ必要がある。自己の生命を失なうリスクすらあるが、この苦しむことは、道徳的理由からのみならず非暴力行動の現実的成功の必須の活動でもある。そして野蛮な力の様々な行使（権力、警察、軍隊のみならず大衆等）に対決して、これにうち勝つには、最後まで耐え忍んで堅く立つことにより、権力側の暴力が政治的柔術の作用によって投げとばされるようにすることである（五二一―五六五頁）。

(ハ)弾圧に抗して連帯・結束し規律正しく一体となってたたかうこと。非暴力行動を一緒にやっているという集団的志気を堅持し（ガンジーは、投獄中、市民的不服従、糸つむぎの建設的作業を一緒にしながら真理運動（サティヤグラハ）を進めた）、指導理念を鼓舞し（キングの「キリスト者の愛」等）、屈伏の誘惑の条件を減殺し、連帯を維持すべきであり、権力側の暴力的弾圧に対しては非暴力行動に徹することが最も賢明かつ効果的であり、挑発によって暴力を行使すればつけこまれ、運動は弱まり失敗する。非暴力行動の行動様式をくずすことなく、サボタージュも財産や人身に対する破壊や損傷のないよう注意し、また暴力的激昂に陥らぬよう細心の注意を払いつつ、非暴力行動の規律を維持し、整然と全運動を進め、いかなるときにも「憎悪することを拒否」（六三三―五頁）する精神と態度が必要である。このような非暴力運動に対しては、暴力的弾圧も結局効果はない。指導者を逮捕すれば運動はいっそう激化し、強硬な弾圧措置は新たな抵抗をよびおこすからである（五七三―六四三頁）。

(2) 「政治的柔術」戦略による勝利への道

(イ)「**政治的柔術**」とは上述(c)(1)のとおり、「(非暴力行動者達の)非暴力が相手方の(暴力的)弾圧をしてその権力支持のバランスをくずし政治的に投げとばされることを促進する。同時に、非暴力集団は、暴力に対するに暴力をもって対決するよりは、はるかに多くの支持と力とをかちとることができる。」という基本的発想と戦略に基づいている。

この戦略は、コミットしていない第三者を自からの支持者につけ(国際的な義憤を味方につけ、第三者的な世論の圧力の諸要因を活用し、将来に向って第三者の支持を効果的ならしめる)、反対者側集団陣営自からの内部において異論や反対が起るようにし(弾圧とその理由に疑問を提起し、弾圧自体が様々の欠陥と矛盾を惹起し、衝突と闘争は官憲と体制間の亀裂を生み、挑発やアピールによるはたらきかけを行なう)、不満をもつ諸集団からの支持や参加を増大させ(王宮前広場の例。弾圧に抗す強さを要し、弾圧は抵抗を正当化することになりえ、抵抗者の数が増大するであろう)、より厳しさを緩和した弾圧方法や反非暴力行動に対しても適切に行動し、権力関係を変えてゆく、という構想が考えられる(六五七―六九七頁)。

(ロ)**三つの道筋**により成功を達成しえよう。一つには、改心(コンヴァージョン)により(反対者の改心ないし転回をもとめ、相手を苦しめる代りに自から苦しむことの意味を知り、対立者相互間の社会的壁をとりのぞき、自から苦痛を引きうけることを通じて改心をうながし、改心をたすける外的・内的契機を強める(敵対を避け、反対者の信頼を回復し、反対者をさげすむことをやめ、建設的作業を進め、相手方との個人的つき合いを保ち、善意のわざを発展させる等))、二つには、適応(アコモデーション)による(弾圧が不適当とわからせるようにし、実害を除き、非暴力集団として敵対者に対応策をとり、経済的損失を最低限に抑え、不可避的事態に対して悠然として譲歩する)、三つには、非暴力的強制(コアーション)による(権力側が受容せざるをえなくなるほど非暴力行動の圧力が圧倒的となる。政治権力の源泉である人民の支持を撤回する、権威上、人的源泉、知識と訓練、精神的、物的資源、制裁等の契機を味方につけることができれば、成功を実現し、真の問題解決に達することができる)。これらの方途により成功しうるが、また失敗のリスクもあるところの、厳しい非暴力的闘争過程である(七〇五―七六三頁)。

(ハ)結果としての**権力の配再分**は、次のようなものとなるであろう。非暴力集団に対する効果としては、隷従状態の終結、自からの力をあらわす手段を体得し、恐怖心を無くするようになり、自己に対する尊敬の念を増し、満足と希望をもたらし、侵略や腕力や犯罪や暴力に対するみ方が変り、集団的一体性と協力関係を増大する。

さらに、権力状況に対しては、暴力が権力集中的であるのに対し、非暴力行動は権力の(地方等)分権をもたらす(七七七―八一〇頁)。

(1) 渓瀬忠一・榎本栄次『北からの平和』新教出版社、一九五頁以下、二三四頁以下に、「大学紛争」時の「流血回避」、話し合いの徹底による解決の努力の記録がある。今一度反省に値する。

二、平和的市民防衛の可能性と効果について

(a) 以上、検討しつつ紹介したシャープ「非暴力行動の政治学」は、これを世界の平和の法思想史の大きな流れのなかで位置づけると、旧約聖書のイザヤ、とりわけ新約聖書のイエスの教えと実践(生と死)――「平和の福音」――を原点[1]とし、中世・近世を貫ぬき[1]、一九世紀および二〇世紀の今日にいたるまで[2]綿々として続いてきた「絶対平和主義」の政治(法)思想を現代的な一つの政治学として集大成したもの、だといってよかろう。

現代の欧米等において「市民防衛」[3]あるいは「市民的不服従」[4]等の名において、暴力ないし武力的衝突とりわけ核戦争に代替する平和的手段による防衛手段が探究され、提案されている文献が眼につくようになり、また反核ないし平和運動が広汎にみられるようになった。本書はそれら非暴力行動の構想や運動の理論的・実践的・政策(略)的問題の全貌を総合的に、かつ体系的に、論述した基本書であるといってよいことを確認できる。

ところで、本書自体「政治的柔術」といった日本的武術に重要なヒントをえているが、わが国の平和憲法――戦争放棄・軍備不保持の非暴力憲法――体制下で、暴力に代替する「防衛」方法について、憲法学者の研究はようやく緒についた[5]といえようが、欧米平和研究者中、日本の憲法体制に着目しつつ「市民防衛」についての考究・提案をするものは、近年、少数ながらあらわれはじめた。

(b) その代表的一例として、アダム・ロバーツ「市民抵抗のすすめ」[6](一九八二年)が注目に値いするので、ここに簡潔に要旨を検討しておこう。ロバーツの理論的基本線は、シャープ(米人)の影響下にあるといえようが、彼自身(英人)の基礎的研究[7]もあり、ヨーロッパ的ニュアンスの違いが感ぜられる。

(1)市民抵抗の内容と事例と核時代の防衛政策

「市民抵抗(シヴィル・レジスタンス)」とは「一種の非暴力行為であり、特定の敵対する権力や勢力に対する持続的で相互に調整のとれた一連の諸活動」のことをいう。この「市民的」とは、「平和的で礼節を保った、非軍事的なという意味合い」が含まれている。三つの基本的方法、一、説得、二、非協力、三、阻止といった方法がある。市民抵抗による防衛には色々と限界もあるが、侵略の抑止や、それが純防衛的手段

であるゆえに国際緊張や軍拡を惹き起すおそれがなく、とくに核の時代に国際平和や人類生存のため寄与しうる。インドのように市民抵抗によって独立を達成した例や、ユーゴスラヴィアのように国民の武装抵抗を準備し、スェーデンやスイスが民兵制により領土防衛を行なっている例はあるが、現代国家で市民抵抗だけに防衛を依拠している国はない。

しかし二〇世紀に、外国支配に対する市民抵抗の重要事例としては、1.フィンランドの対ロシヤ独立闘争(一八九八―一九〇五年)、2.インド独立闘争(一九〇七―四七)、3.ドイツのルール地方の対仏・ベルギー占領反対闘争(一九二三年)、4.第二次大戦下のドイツ占領下のノールウェー、デンマーク、オランダ等の抵抗闘争、5.チェッコスロバキアのソ連等軍侵入に対する抵抗がある。このうち、3.5.が外国軍の侵入と占領に反対する市民抵抗例であるが、人口密度高く工業化した地域であることに注目すべき(日本も同様)である。その他国内的に反軍事クーデター等の市民抵抗例が少なくない。市民的抵抗は常に効果的に成功するわけではないが、特定のコンテキストや関連する諸条件を慎重に考慮するなら、「一定の可能性」を示している。

防衛政策の基礎を市民抵抗に置くという検討は、過去二五年間に、西欧及び北欧の多くの国々でなされてきた。イギリスのキングスホール卿が「核時代の防衛」(一九五八年)中で論じ、一九八〇年設置の Alternative Defence Commission (民間)が核兵器への依存を減少させることをねらって研究し報告書[8]を公表した。オランダやスェーデン政府はとくに関心を示し、スェーデン国防相は、市民抵抗を軍事防衛の「補完」物として認めたが、筆者(ロバーツ)は単なる「補完物」にはとどまるまいと思う。現実的には、各国の固有の安全保障問題を考慮しながら、市民抵抗を用心深く組みこむことを検討すべきだろう。

そして、市民抵抗による防衛が、ある国家にとって「可能」と考えられる条件に、次のようなものがある。1.ある程度の社会的結束と規律が保たれ、国内暴力がかなり低い水準にある。2.自己の社会・政治制度や文化に対し意識が強く価値を感じている。3.全体戦争の危険性に対する一般的認識と、軍備に対する懐疑心。4.遠い同盟国や植民地の防衛より、自分自身の領土や社会の防衛に関心をもつ。5.国内的・国際的紛争で市民抵抗を活用する伝統がある。日本においては、1.ないし4.の条件があり、5.のみ疑問であるように思う。

(ロ)市民抵抗の観点からの日本の安全・防衛政策への提言

日本の安全保障において、歴史的に、一九四五年以前と以後を比べて、以後の方が安全で経済的に急成長したこと、地理的に、島国

で他国との国際紛争が起りにくいことが特徴であろう。戦後、次第に、日米安保と自衛隊による防衛体制が定着してきたが、日米関係には過去と比べ重大な相違が生れ、米国による防衛の信頼性がゆらぎかつ米国の行なう戦争にまきこまれる可能性が強くなってきた。そして、日本国民は「非核三原則」に動揺を感じ、米国は核の傘に依存しながら日本が非核を主張することを一貫性を欠くものとして批判し、防衛力強化を要求している。日本政府は確固たる防衛政策をもたぬまま、またわが国が軍事的に脆弱であることに根本的対策もなく、日米安保も自衛隊も危なくなっているにもかかわらず「別な方法」が考えられているわけでもない。

ところで軍備不保持憲法をもつ日本においてこそ、「非軍事的抵抗を基盤とする防衛手段」について少なくとも検討さるべきではないか。「外国軍による占領に対して大規模な市民抵抗を行なうとしたら、日本人ならそれを統制のとれた効果的なやり方で遂行できよう。日本は社会秩序が比較的しっかりしており、一定の倫理的規範が厳然と存在」しているから(上述五条件参照)。また、外国軍に占領された経験や沖縄での市民抵抗例、その他がみられる。言語の問題を考えても、「受動的抵抗を少しずつ長期的に続ける」のに適しているのではないか。都市化し工業化した日本においては、軍事攻撃には弱いが、市民の大衆行動による効果的な抵抗には有利であろう。そして極端な危機に際し、自滅的な戦争か降伏か、といった硬直した二者択一の中間に、市民抵抗の道を選ぶことがより賢明で実際的であるかもしれない。

けれども日本においては、安全保障・防衛・軍縮政策論争がいちじるしく貧困で不毛である。戦争の惨禍の強調や全面完全軍縮の主張等は正当であるが、それ以上に、軍備管理・軍縮の実現に対する貢献や現状に代るべき安全保障政策についての具体案が明確・詳細に提示されたことがない。市民抵抗は、たんに軍事的防衛の「添え物」ないし「飾り」ではなく、軍備による安全保障政策に「全面的あるいは部分的に」とって代ることのできるものではないか。それは具体的にどのように、どの程度に、実現可能であり、効果的なのか。党派やイデオロギーを超えて真剣に討議(その検討のための委員会が設立され報告書が提出)さるべきだろう。そのような検討と構想の具体化は、他の国々でもそうであるが、「おそらく日本でこそ」必要とされているのである。

以上、ロバーツの見解は、わが国の平和憲法下の安全保障のあり方について、西欧ないし北欧で論議・探究されている「市民防衛」の観点から、憲法の軍備不保持条項を活用し、現在の軍事的防衛政策を転換ないし大きく修正する方向での示唆に富む観察と提言をしている、といってよい。

(1) 深瀬忠一「戦争放棄と軍備撤廃の法思想史的研究(1)」『憲法の現代的課題』有斐閣、一九七二年、一三—一二七、六六—七六、九〇頁参照。

(2) 拙稿「平和憲法の原点の発展的解釈——近代・現代平和思想の流れのなかで——」法律時報一九八五年二月号、五七—五九頁参照。

(3) G. Geeraerts, ed., Possibilities of civil defence in Western Europe, Swets & Zeitlinger, Amsterdam, 1977; G. Keyes, Strategic nonviolent defense: construct of an option, Report, 1980, Annual Meeting of the Canadian Political Science Association, etc.

(4) B. Zwiebach, Civility and disobedience, Cambridge Univ. Pr., London, 1975; M. Kumar, Violence and nonviolence in international relations, Thomson Press, India, 1975; Peacemaking and nonviolence, in B. J. Wien, ed., Peace and World Order Studies, a curriculum guide, 4 ed., 1984, p. 71-161, etc.

(5) 後述「あとがき」注(8)をみよ。

(6) A・ロバーツ「市民抵抗のすすめ——日本の安全保障を再考する——」(Adam Roberts, Rethinking Japanese Security Policy: a case for civil resistance, 1982)『世界』四四一(一九八二年八月)号六九—八六頁。ロバーツは一九四〇年生、オックスフォード大学講師。

(7) A・ロバーツ「市民の抵抗による防衛——若干の再検討」平和研究6(一九八二年五月)号、九六—一一三頁。A. Roberts, ed., The Strategy of civilian defence: nonviolent resistance to agression, Faber, London, 1967; the same, Nations in arms: the theory and practice of territorial defence, Chatto and Windus, London, 1979. なお、J・ハーバマス「核時代の市民的不服従——国家の正統性を問う——」『世界』一九八四年七月号一二六—一三五頁参照。

(8) v. Defence without the bomb, The Report of the Alternative Defence Commission, Taylor & Francis Ltd., London & New York, 1983. 詳細な英・西欧非核・市民抵抗防衛の具体的プログラムで、本問題に対する絶好の参考文献の一つ。

あとがき

シャープの著書の序文において、トーマス・C・シェリング(ハーバード大学国際関係センター教授)は、暴力行動と非暴力行動を対比し、前者は「熱い血」に、後者は「冷静な頭」に依拠するから、暴力行動に投ずることはるかに容易だが、明確で一貫した目的意識をもつ者にとってはそれは暗愚で支離滅裂な行為であると考えられることを指摘し、本書が、「野蛮な効果のない仕方で暴力に訴えるよりは、非暴力行動に熟達した効果的な仕方で対処する方がより善い方法である」ことを考える機会を与えるだろう、と書いている(一一頁)。

絶滅的な大量破壊兵器の脅威のもと過重な軍備負担を課する核時代の安全と防衛政策は、何時までも暴力に対しては暴力をという論理の呪縛下にあってよいものであろうか。いったい、核時代に、安全や防衛とは、現実的・具体的に、何を、何から守ることか。その目的が明確となれば（筆者は、日本国憲法は国民そして人類の平和的生存権を破壊と恐怖と欠乏から守ることが目的だと考えている、と解している）、その防衛方法は、非暴力的行動の極めて多数の手段の体系的使用に依拠する方がはるかに効果的な善い方法ではなかろうかと、「冷静な頭」で真剣に考うべき時であろうと思う。

とりわけ、シャープが、日本の柔道にヒントをえ、約二〇〇の非暴力手段を提示し、また、ロバーツがわが国の平和憲法は非軍事的市民抵抗による防衛の検討と代案づくりを要請するとしていることに、注目したい。

そしてそれらはいずれも、従来の憲法の平和主義の解釈論の盲点を衝くものであるといわねばならない。しかし、すでに長沼事件一審判決（一九七三年九月七日）中、「軍事力によらない自衛行動」の部分[1]で明確にこの問題が提起されており、第二次大戦と戦後の沖縄の「祖国復帰運動」に、市民抵抗による外国占領軍の撤退を実現せしめた日本型モデル[2]があり、学説上も、久野収[3]、石田雄[4]、宮田光雄[5]、小林直樹[6]らの考究と提唱があり、筆者も「平和的安全保障手段の総合的展開」（「平和的創造力の諸相」、とくに「平和的抵抗力の諸相」[7]中で）を論じたことがある。そして、そのような課題意識を共にする憲法学者達の検討を集約するものとして、「総合的平和保障の憲法学的研究」[8]成果が現在具体案提示の仕上げ段階にある。本稿は、不十分ながら、このような学問的努力と国民の平和的抵抗力の育成にとって、参照され活用されるべき理論と教訓と事例を含むといえよう。

(1) 拙著前掲『長沼裁判における憲法の軍縮平和主義』三四八―三五五頁。

(2) 最近の、太田昌秀『沖縄の帝王、高等弁務官』久米書房、一九八四年が新たな光を与える。

(3) 久野収「核の傘にかわる非武装防衛力」『論理の戦争と平和の論理』岩波書店、一九七二年、二六七―二七〇頁。

(4) 石田雄『平和の政治学』岩波新書、一九六八年、一七五頁以下。

(5) 宮田光雄『非武装国民抵抗の思想』岩波新書、一九七一年、八五頁以下。

(6) 小林直樹、前述「まえおき」注(3)文献。

(7) 拙著右掲『憲法の軍縮平和主義』三五五―三六八頁。

(8) 共同研究「総合的平和保障の憲法学的研究」（一九八二―八五年）、和田英夫代表、古川純事務局長、全国的に二〇名の憲法学者等が協力。拙稿「憲法第九条を考える」、全国憲法研究会編『五月三日の本』日本評論社、一九八五年所収、とくに「追補」参照。

Some Reflections on the Politics of Nonviolent Action and the Effectiveness of Civil Defence in Japan

Tadakazu FUKASE*

Article 9 of the Constitution of Japan (1946) renounces war and military forces. By what means the Japanese people defend themselves against eventual aggression, without their own standing army?

This study gives some reflections on this problem. "Gene SHARP, The Politics of Nonviolent Action, 1973" presented systematically the theory, the means and the strategy of peaceful defence, and, recentry, Adam ROBERTS proposed to bigin a constructive examination on the civil defence without weapons in Japan. These suggestions are useful for the specialists of Japanese peace-Constitution as well as for the Japanese people to reconsider the possibility and effectiveness of non-military defence in Japan in our nuclear age.

* Professor, Faculty of Law, Hokkaido University.